答申第53号

答 申

「審査請求人の妻(○○様)に関する○○病院の平成24年6月18日付け診療情報提供書」非開示決定

第1 審査会の結論

令和元年 11 月 21 日付けで愛媛県公営企業管理者(以下「実施機関」という。)が行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、令和元年 10 月 25 日、愛媛県個人情報保護条例(平成 13 年愛媛県条例 第 41 号。以下「条例」という。)第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「審査請求人の妻(○○様)に関する○○病院の平成 24 年 6 月 18 日付け診療情報提供書」について個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件開示請求に対し、保存されている公文書に請求内容に該当する記録が存在しないため、令和元年11月21日付で非開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年 12 月 21 日、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求(以下「本件審査 請求」という。)を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 個人情報非開示決定に係る対象文書(以下「本件公文書」という。)の内容 審査請求人が非開示決定の取消しを求める本件公文書は、「審査請求人の妻(○○様) に関する○○病院の平成24年6月18日付け診療情報提供書」である。

2 本件公文書を非開示とした理由

本件公文書は、次のとおり、愛媛県立□□病院(以下「当該病院」という。)において保存していないため、条例第23条第2項の規定に基づき、開示しない旨の決定をしたものである。

(1) 本件公文書を保存していないことについて

本件公文書は、○○病院から△△病院に宛てて作成されたものであり、当該病院に宛てられたものではないことから、平成24年6月○○日のカルテには、診療の参考として本件公文書に関する記述をしているものの、本件公文書自体を当該病院が取得・使用はせず、当該病院において本件公文書は保存していない。また、電磁的な記録として電子カルテへの保存も行っていない。

(2) 本件公文書が不存在であることの確認について

本件公文書が当該病院に存在していないことは、審査請求人から本件開示請求があった際に、電子カルテ内の記録及び文書の原本を保管しているファイルを目視により調査して確認したものである。

(3) 電子カルテシステムの変更について

当該病院では、平成25年5月から電子カルテシステムをNECのものから富士通の ものに変更しているが、それ以降も引き続きNECのシステムのサーバーを1台残し ており、NECのサーバー上にも本件公文書が存在していないことを確認している。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、亡き妻が当該病院の職員に交付したものであることは平成24年6月〇 〇日のカルテ記載から明らかであるにも関わらず、実施機関はどのような方法で存否を 調査し、どのような理由で文書不存在と結論付けたかなど、調査の経過等の説明もなく、 本件公文書が不存在とは納得できない。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書を保存していないことについて

- ① 実施機関は、本件公文書が存在しないことについて、弁明書において、「本件公文書は、○○病院から△△病院に宛てて作成されたものであり、当該病院に宛てられたものではないことから、平成24年6月○○日のカルテには、診療の参考として本件公文書に関する記述をしているものの、本件公文書自体を当該病院が取得・使用はせず、当該病院に本件公文書は存在していない。また、電磁的な記録として電子カルテへの保存も行っていない。」と主張する。
- ② しかしながら、以下のとおり実施機関の上記主張、とりわけ実施機関が本件公文書を取得・使用しなかった理由は、到底納得できない。
 - ア まず、実施機関は、本件公文書である診療情報提供書の宛先が当該病院でなかったことを取得・使用しなかった理由とするが、これは極めて形式的な理由である。 仮に、このような形式的な理由をもって本件公文書の取得・使用を判断しているとするならば、当該病院宛てでない診療情報提供書を持参して受診し、その後も継続して当該病院を受診することになった患者については、紹介元からの診療情報をその後に続く診療等において継続的に参照、利用等することができないことになり、その後の診療が正確な情報のもとに行われないおそれを生じさせてしまう。このよ

うなその後の診療行為における不都合が考えられることを○○であり愛媛県の○○ ともいうべき当該病院が行うとは考えられない。

他方で、実施機関が主張するような方法(診療情報提供書を保存しないでカルテに記述すること)は、正確性の担保が不十分である。また、医師の診療の際の時間的な制約もある。さらに、診療情報提供書をスキャナーで取り込むとか、コピーをとるとかなど、他院から提供された診療情報を簡易かつ正確に保存する方法もある。とするならば、医療機関としては、診療情報提供書そのもの、あるいはそのコピー、あるいはそれを電磁的記録にしたものを参照、利用等できるように保存しておくことが、合理的である。当該病院では、平成24年6月〇〇日当時、電子カルテシステムを導入しており、このような処置を行うことは容易であった。

また、カルテ記載の具体性から考えて、当該病院の医師が本件公文書の記載内容 を見たうえでの記載であることは明らかである。

以上のことからすると、実施機関が主張する本件公文書を取得・使用しなかった ことの理由は、○○であり愛媛県の○○である当該病院における診療情報提供書の 取り扱いとしては、合理性を欠く、不合理なものである。

- イ 実施機関において、このような形式的な理由を持ち出すのであれば、当該病院は、 これまで宛先が当該病院でない診療情報提供書を1件も取得・使用したことはなか ったのか、また、その原本や写し、それを電磁的に記録したものを1件も保存して いたことはなかったのか、明らかにされたい。
- ③ 次に、実施機関の本件公文書を取得・使用していないという主張は、事実に反する。 ア 亡き妻が当該病院を受診する経緯、平成24年6月〇〇日の経緯などは、以下のと おりである。
 - (ア) 亡き妻は、当該病院を受診するに先立って本件公文書の宛先である△△病院を 受診しようとしたが、移動の途中で気分が悪くなり、△△病院を受診することを 断念した。そのため、後日、当該病院を受診することにした。
 - (イ) 平成24年6月〇〇日、当該病院を受診した。

亡き妻が、当該病院を受診したのは、この時が初めてである。

当該病院には、審査請求人と娘が同行した。

当該病院では、初診の受付で、本件公文書の宛先である△△病院を受診するのは体力的にきついので、当該病院で診てもらえないかという話しをし、本件公文書を受付の職員に渡した。

その後、かなり時間が経過したので、その理由を尋ねたところ、職員から、○ ○病院に確認中のため時間がかかっているとの説明を受けた。

その後、名前を呼ばれ、職員から、〇〇病院に確認が取れたこと、本件公文書を当該病院宛として受領できることになったので、支払の際、紹介状持参扱いにしますと言われ、〇〇科の受付に行くように言われた。

その時に、亡き妻や審査請求人や娘(以下「審査請求人等」という。)に本件公 文書が戻されたということはない。

(ウ) その後、診察室に呼ばれ、診察室に入った。

○○医師から、○○病院から宛先変更の確認がとれたので、紹介状を確認しましたと言われた。○○医師は、本件公文書に目を通していた。

また、○○医師は、もう取り込みました、ということも言われた。

診察が終わった後、審査請求人等に本件公文書が戻されたということはない。

- (エ) 診察が終わって会計をしているが、その時に支払った診療費は560円であった。 当該病院では、その頃も紹介状がない患者の初診時に特別の料金(確か1,570円位だったと思う。)を徴収していたが、亡き妻はそのような特別の料金は徴収されず、支払ったのは560円である。
- (オ) 繰り返しになるが、平成24年6月〇〇日、初診の受付で本件公文書を渡した後、 当該病院を退去するまでの間に、審査請求人等に本件公文書が戻されたというこ とはない。

さらに、その後現在に至るまで、審査請求人等に本件公文書が戻されたという ことはない。

- (カ) 以上のとおり、当該病院は、平成24年6月〇〇日に本件公文書を受領し、これを審査請求人等に返戻していない。
- イ 他方、実施機関が主張する本件公文書を取得・使用していない理由は、前述のと おり不合理である。

また、当該病院が、平成24年6月〇〇日の受診の際、紹介状がない患者の初診時に徴収する特別の料金を亡き妻から徴収していないことは、当該病院が亡き妻を紹介状のある患者であると取り扱っていた証左であるし、そうであれば、当該病院は本件公文書を取得・使用していたと考えるのが自然である。

以上のことからすれば、実施機関が主張する本件公文書を取得・使用していない という主張は、信用性を欠くものである。

- ウ よって、実施機関が主張する本件公文書を取得・使用していないという主張は、 事実に反する。
- エ カルテ記載の具体性から考えて、当該病院の医師が本件公文書の記載内容を見た うえでカルテに記載していることは明らかであるところ、実施機関は、本件公文書 を開示したくないがゆえにそれを合理化するために、あるいは、本来保存すべき文 書が保存されていないことからそれを合理化するために、宛先が異なるという形式 的な理由を持ち出して本件公文書を取得・使用していないという主張をしているの ではないかという疑念を払しょくできない。

審査請求人が情報開示請求した時点で、当該病院内にある電子カルテ内の記録及び文書の原本を保管しているファイルを確認したり、変更前の電子カルテシステムであるNECのサーバー内の記録を確認したりして、そこに本件公文書が保存されていないからといって、そのことだけから実施機関が平成24年6月〇〇日に本件公文書を取得・使用していないという結論を導くことはできない。

実施機関は、平成24年6月〇〇日に本件公文書を取得・使用していないという結論をどのような調査から導いたのか、具体的な方法を明らかにされたい。

後述の第三者的立場にある機関が記録等の確認を行っても本件公文書が保存されていないということであるならば、当該病院は、本来保存すべき本件公文書を、故意か否かはともかく、いずれかの時点で破棄あるいは紛失したと言わざるを得ない。

実施機関は、そのようなことの可能性もないと言うのであろうか。

(2) 本件公文書が不存在であることの確認及び電子カルテシステムの変更について

- ① 審査請求人において、当該病院内にある電子カルテ内の記録及び文書の原本を保管 しているファイルを確認することはできない。また、審査請求人において、変更前の 電子カルテシステムであるNECのサーバー内の記録を確認することはできない。
- ② そこで、当該病院内にある電子カルテ内の記録及び文書の原本を保管しているファイル並びに変更前の電子カルテシステムであるNECのサーバー内の記録の確認については、実施機関に任せるのではなく、第三者的立場にある機関等で行っていただきたい。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「審査請求人の妻(〇〇様)に関する〇〇病院の平成24年6月18日付け診療情報提供書」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、当該病院において本件公文書を保存していないためであり、条例第23条第2項の規定に基づき、開示しない旨の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件公文書は、亡き妻が当該病院の職員に交付したものであることは平成24年6月〇〇日のカルテ記載から明らかであるにも関わらず、実施機関はどのような方法で存否を調査し、どのような理由で文書不存在と結論付けたかなど、調査の経過等の説明もなく、本件公文書が不存在とは納得できないとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公文書が保存されていたかどうかについて

本件処分の妥当性の検討の前提として、本件公文書が、当該病院での診察当初から 保存されていなかったのか否か、また、当初は保存されていたならば、途中で破棄や 紛失した可能性はないかということが論点となる。

まず、第1の論点である当該病院での当初の保存の有無について、実施機関と審査 請求人の双方の主張が相反していることから、次のとおり分析する。

1つ目として、実施機関によると、担当医師に当時のことを確認したところ、診察した患者が多く、かなり以前のことであるため記憶が定かではないとのことから、審査会としては推測するしかないが、当該病院では、患者から提示のあった診療情報提供書を正規のものとして扱う場合は、診察時に医師がその内容を確認したうえで、診察後に事務局で電子カルテに取り込むという業務の流れであることから、診察室で取り込むことはあり得ないという点については理解できる。しかしながら、診察後、本件公文書を確実に審査請求人等に返却したとは断定できず、さらには返却せずに事務局で保存した可能性も否定できない。2つ目として、カルテに記載された内容について、担当医師は、本件公文書を見ないで診察室での患者からの聞き取りにより記載したのか、それとも本件公文書を見て記載したのか、見て記載したとすれば誰がどのよ

うに開封したのかが明らかになっていない。3つ目として、実施機関が保存しなかった理由に挙げている本件公文書の宛先が当該病院ではなかったことについては、当該病院宛ての文書を破棄や紛失していれば明らかに落ち度になるが、他院宛てであったため保存しなかったことが問題とは言えない。しかし、当該病院の受診経緯等をカルテに記載すれば、本件公文書を保存しなくても診療に支障はないかもしれないが、本件公文書を作成した病院の同意を得て正規の診療情報提供書として扱おうとしなかったことは疑問である。

これに対して、審査請求人の主張は、当該病院を初めて受診した平成24年6月○○ 日の状況を反論書に細かく記載している点では説得力があるものの、真偽のほどは判 断できない。

次に、第2の論点である途中で破棄や紛失した可能性について、実施機関の説明では、本件公文書の保存期限は5年間であるが、継続受診していれば保存期間が延長されるとのことであり、本件開示請求に先立つ平成29年度に診療記録を開示請求した際には保存期間内であったにもかかわらず、本件公文書は開示されなかったことから、保存期限を経過したから破棄したので存在していないとは認められず、また、当該病院が意図的に破棄するとは考えにくい。

以上の分析を踏まえた結果、当審査会では、本件公文書の保存の有無についての確 証を得ることはできない状況である。

なお、特別初診料を徴収していなかったことについて、実施機関の説明では、平成24年6月○○日の来院時には徴収したが後日返金したとのことであり、その理由としては、本件公文書が他院宛てではあったものの○○病院を受診して当該病院に来たことは確認できたので、病院の機能分担として初期段階の診療が済んでいるとの考えから特別初診料を返金したと思われるとのことであったが、推測の域を出ておらず疑問は残る。しかし、特別初診料の徴収の有無と本件公文書の存否は直接関係するものではない。

(2) 本件公文書が不存在であることの確認等について

実施機関では、本件開示請求があった際に、本件公文書が存在するかどうか、文書を保管しているファイルはもとより、電子カルテシステムの新旧サーバーとも確認していると主張している。

これに対して審査請求人は、第三者機関によるサーバー内の記録の確認を求めており、また、当審査会にも愛媛県情報公開条例に基づく調査権限が認められているが、改めて調査したとしても、ないことを証明するのは難しく、また、実施機関が本件公文書を意図的に非開示とする理由はないと考えられるため、第三者機関による調査の積極的意義は見出し難い。

(3) 本件公文書の取扱いについて

当審査会の判断の範疇ではないが、公文書の取扱いと他院宛て診療情報提供書の取扱いは適切だったか、簡単に触れておく。

本件処分の妥当性を検討するにあたって、判断を難しくしているのは、本件公文書の所在、さらには最終的に誰の手元にあったのかが不明なことである。本件公文書の所在については、どちらかの記憶違いの可能性はあるが確証がなく、当審査会では双方の主張の真偽は判断できない。仮に当該病院が本件公文書を審査請求人等に返却し

ていたとしても、その記録が一切なく、病院内のセクション間の意思疎通が不十分なため、公立病院でありながら文書の取扱いが適切とは言い難い。

また、他院宛て診療情報提供書の取扱いについては、このような事態を起こさないよう宛先が違っていても診療情報提供書を作成した病院の同意を得て受け取ればよく、そうしなかった場合は記録を残すなどの対応が必要と思われる。

3 まとめ

以上のとおり、当審査会で検討を重ねたものの本件公文書の所在は不明なままであり、 当該病院における公文書の取扱いの粗雑さは否めないが、ないものは開示のしようがな いことから、実施機関の処分は妥当と判断せざるを得ないものである。

したがって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日		処	理	内	容	
令和2年 4月 7日	諮問					
令和2年 5月18日	審査会(第1回審議)				
令和2年 7月13日	審査会(第2回審議)				
令和2年 8月31日	審査会(第3回審議)				
令和2年10月30日	審査会(第4回審議)				
令和2年12月22日	審査会(第5回審議)			•	

答申に関与した委員(五十音順)

氏	名	現 職	備考
妹 尾	克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田	秀 治	弁護士	
豊島	徳 子	元人権擁護委員	
松原	日出子	松山大学人文学部教授	
光信	一宏	愛媛大学法文学部教授	